

## むつ市議会第252回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和4年6月28日（火曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第34号 財産の取得について  
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第3 議案第35号 財産の取得について  
(市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第4 議案第36号 令和4年度むつ市一般会計補正予算
- 第5 報告第17号 令和3年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第6 報告第18号 令和3年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第7 報告第19号 令和3年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第8 報告第20号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第9 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第10 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第11 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第12 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第13 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第15 報告第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)

#### 【請願上程、委員会付託】

- 第16 請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、委員会付託】

第17 議案第37号 むつ市スマート農業推進条例

第18 議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

|     |     |     |     |    |     |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 佐藤  | 武   | 2番  | 工藤 | 祥子  |
| 3番  | 杉浦  | 弘樹  | 4番  | 東  | 健而  |
| 5番  | 野中  | 貴健  | 6番  | 佐賀 | 英生  |
| 7番  | 斉藤  | 孝昭  | 8番  | 山本 | 留義  |
| 9番  | 富岡  | 直哉  | 10番 | 村中 | 浩明  |
| 11番 | 鎌田  | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広  |
| 13番 | 白井  | 二郎  | 14番 | 濱田 | 栄子  |
| 15番 | 佐藤  | 広政  | 16番 | 富岡 | 幸夫  |
| 17番 | 岡崎  | 健吾  | 18番 | 原田 | 敏匡  |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳  | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇   | 22番 | 大瀧 | 次男  |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|                            |     |     |  |    |     |
|----------------------------|-----|-----|--|----|-----|
| 市長                         | 宮下  | 宗一郎 | 副市長  | 川西 | 伸二  |
| 教育長                        | 阿部  | 謙一  | 公営企業<br>管営業者   | 村田 | 尚   |
| 代<br>監<br>査<br>委<br>員      | 齊藤  | 秀人  | 政統<br>括<br>策<br>監  | 吉田 | 真   |
| 総務部長                       | 吉田  | 和久  | 総務部<br>デジタル<br>行政推<br>進  | 藤島 | 純   |
| 企画政策<br>部長                 | 角本  | 力   | 財務部長   | 松谷 | 勇   |
| 民生部長                       | 杉澤  | 一徳  | 福祉部長   | 中村 | 智郎  |
| 健<br>つ<br>推<br>進<br>部<br>長 | 菅原  | 典子  | 子ども<br>どら<br>もい<br>長<br>s m i l e<br>k i d s<br>o f f i c e<br>に<br>り<br>つ<br>つ<br>こ<br>こ<br>長 | 吉田 | 由佳子 |
| 経済部長                       | 立花  | 一雄  | 都市<br>整備<br>部長   | 中里 | 敬   |
| 建設技術<br>部長                 | 小笠原 | 洋一  | 川内<br>庁舎<br>長  | 木下 | 尚一郎 |
| 大畑<br>庁舎<br>長              | 高杉  | 俊郎  | 協野<br>庁舎<br>所<br>長   | 小田 | 晃廣  |

會計  
管理  
者

千代谷 賀士子

選舉  
事務  
局長

工藤 淳 一

監査  
事務  
局長

伊藤 恭雄

農委  
事務  
局長  
部長

成田 司

教育  
部長

伊藤 大治郎

上下  
水道  
局長  
部長

中村 久

總務  
推進  
部長

石橋 秀治

總務  
課  
部長

一戸 義則

總務  
課  
主任

徳 学

總務  
課  
主任

菊池 亘

事務局職員出席者

事務  
局長

佐藤 孝悦

次長

中野 敬三

總括  
主任

櫻田 誠

主任  
主任

畑中 佳奈

主任  
主任

井田 周作

主任

浜端 快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月15日に開催した議会運営委員会において、本日この後、請願1件を上程することが決定されておりますので、ご報告いたします。

次に、6月23日、市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、質疑及び委員会付託することが決定されておりますので、ご報告いたします。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第15 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第33号

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 議案第33号についてお尋ね

いたします。

まず1点目、分収林の定義は何か。

2点目、市が所有する林野は何ヘクタールか、そのうち現在分収林として設定している林野の割合、また条例改正後分収造林の拡大目標は。

3点目、分収林契約は最長何年か、また契約上収益の分配はどうなっているのか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず1点目の分収林の定義という部分でございますが、この条例における分収林といいますのは、市が所有する土地、林野に市以外の者が契約により造林するとともに、その方が一定期間育て、伐採時期、契約の期限といいますか、伐採時期が来ましたら市が売払いをして、売り払った収益を市と造林者で契約の割合に応じて分け合うというような制度になってございます。

続きまして、2点目でございます。市が所有する森林は、今約2,063ヘクタールということでございます。そのうち現在分収林を設定しておりますのが約101ヘクタールとなっております。パーセンテージで申しますと、5%程度ということでございます。

続いて、分収造林の拡大目標でございますが、具体的には設定してはおりませんが、造林を行う者を募集するというときには、分収造林を設定可能な伐採予定地または伐採跡地をホームページ等で広く情報公開しまして、分収造林の拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目でございますが、契約が最長何年かという部分と、あと収益の配分ということですが、契約期間につきましては条例において原則として50年を超えることができないというふうになっておりますが、その時点での木の成長等を鑑みながら更新することができまして、30年延

長できるというふうに規定されております。したがって、契約の期間は最長で80年となります。

続いて、収益の配分はどうかということがございます。こちらについても条例におきまして、造林者が8割、市が2割というふうに規定してございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それで、今お聞きしましたところ、造林者とは長期にわたって、要は80年ということになると思うのですけれども、その間木材の価格の低迷とか、世代交代等で契約上のトラブルが考えられないかと、その点についてお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

分収林の契約を締結する場合ですが、木材価格低迷などのリスクについては十分ご理解いただいた上で契約するということとなります。また、契約相手につきましては、契約者として十分な能力を有するか判断するということとなりますことから、契約後のトラブルは生じないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 十分な能力を有するということだと思っておりますけれども、今本条例の第4条中の本市に居住する住民云々を除いている、これを省いて、「造林、保育及び管理を行う十分な能力を有する造林者」に改めておりますけれども、この改正の背景について再度お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

これまでの分収林契約につきましては、主に市内の町内会を単位とした住民の皆様が結成をした分収林組合というところとの契約となっております

ですが、現在組合の減少ですとか、高齢化というものもありまして、今後の新規の契約が見込めないというような状況にありますことから、伐採した跡地の再造林を促進するというののために、市外の団体や法人であっても契約の対象にするように改正するということがございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 浅利議員の質疑とダブってしまいましたけれども、一応お尋ねいたします。

私も同じような質疑なのですが、5%しか分収林設定がないということは改めてびっくりいたしましたけれども、これまでの「住民の財産を造成し、民生の安定を図る」ことから「森林資源の造成及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資する」ということで、目的が大きな観点で前進したということは、本当に私も注目してしっかりとやっていただきたいという立場でお尋ねいたします。市有林野の対象を拡大するということと、それから資格を緩和するというのを簡単にもう一度お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） まずは、対象の拡大という部分ですが、こちらにつきましては現行の条例ですと、国から払下げを受けた林野に対象が限定しているということから、広大な市有林の持続的な森林整備を進めるという観点で限定をなくしまして、市有林全体を分収林の対象とするようにするというものでございます。

次に、資格の緩和という部分ですが、現行では本市居住が条件となっておりますが、先ほど申したとおり、地元の分収林組合さんの組合の減少ですとかがありまして、新規契約というのが見込めないというような状況になっておりますことか

ら、伐採跡地の再造林を促進するため、市外の団体や法人であっても対象となるようにというふうな改正でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、これから市有林野の対象を拡大すると言うのですけれども、半分以上ぐらいが旧川内町の土地だと聞きましたけれども、これから対象を拡大するということで想定されることを教えていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

地域ということでは、川内地区もありますし、むつ地区も想定してございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第34号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第35号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第36号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第36号 令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第17号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 報告第17号 令和3年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

報告第17号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第18号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 報告第18号 令和3年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第19号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 報告第19号 令和3年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第20号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 報告第20号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第21号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第21号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第22号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第22号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第23号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第23号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第24号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第24号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第25号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第13 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第25号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第26号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 報告第26号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第26号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第26号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第26号は承認することに決定いたしました。

◇報告第27号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第15 報告第27号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は承認することに決定いたしました。

◎日程第16 請願上程、委員会付託

○議長（大瀧次男） 次は、日程第16 請願第1号

「学校給食の無償化」に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配信しております請願文書表のとおり、所管の総務教育常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

◎日程第17～日程第18 議案一括上程、  
提案理由説明、質疑、委員会付託

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 議案第37号  
むつ市スマート農業推進条例及び日程第18 議案  
第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正す  
る条例の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただ  
いま追加上程されました2議案について、提案理  
由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参  
考に供したいと存じます。

はじめに、議案第37号 むつ市スマート農業推  
進条例についてであります。本案は、スマート  
農業を推進するための必要な助成措置を講じ、農  
業経営の安定化による担い手の確保、耕作放棄地  
の有効活用等による規模拡大及び新規参入を促進  
することにより、地域農業の活性化及び雇用機会  
の拡大を図り、もって地域経済の発展に寄与する  
ためのものであります。

次に、議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の  
一部を改正する条例についてであります。本案  
は、更なる企業誘致の促進を図り、産業の振興及  
び雇用の創出に資するため、助成金に係る限度額  
を廃止するほか、所要の条文整備をするものであ  
ります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案  
について、その大要を申し上げましたが、細部に  
つきましては、議事の進行に伴いましてご質問に  
より詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜り  
ますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わ  
ります。

ただいま一括上程されました2議案について

は、この後質疑等を行います。ここで議事整理  
のため、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

これより質疑及び委員会付託を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案について  
は、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご  
了承願います。

◇議案第37号

○議長（大瀧次男） まず、議案第37号 むつ市ス  
mart農業推進条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第37号 むつ市スマート  
農業推進条例について質疑をさせていただきます。

委員会付託されるということですので、条例の  
細かい中身については委員会で審査してもらえれ  
ばいいと思いますが、この条例の中の助成金につ  
いて4項目ありますけれども、施設設置助成金、  
雇用助成金、施設等賃借助成金、設備等導入助成  
金とありますが、この財源はどのようになっている  
のか、どのように予想しているのかお知らせくだ  
さい。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 答えいたします。

4つの助成金の財源ということでございます  
が、基本的には一般財源を想定してございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 施設設置助成金と雇用助成金  
については1回限りというふうになっています。

そして、施設等貸借助成金については各年度につき1回となっています。一般財源ということではありますが、この財源が将来市の財政の負担にならないようにどんな工夫をする考えなのでしょうか、教えてください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、基本として一般財源というふうなお話をさせていただきましたが、当然国の交付金等を活用しながら行っていくということになります。将来にわたって市の財政負担にならないようにとすための方策ということですが、確実に毎回予算案として皆さんに提案をさせていただいて、議会での審議を経て支援するという形に、毎年度の試算になりますので、そのようなことがないよう我々としてもしっかりとした提案をし、またご審議いただけるように準備をしまいたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第38号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

7番 斉藤孝昭議員。

○7番（斉藤孝昭） 議案第38号 むつ市企業誘致

促進条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

前議案と同じように、またお金の話をするのはちょっとどうかなとは思いましたが、この条例の中では今まで6,000万円の上限を設けていたものを撤廃するというふうな内容で、これもまた財政に与える影響を少し心配します。6,000万円の上限をなくす理由、または考え方についてお知らせください。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まずは、むつ市の状況なのですが、雇用危機に今直面しているという中にありまして、新たな雇用先を確保する必要があるというような状況にあります。その中にあって、6,000万円の上限につきましては昭和62年から変わっていないというようなことであります。また、現状で県内他市の上限ということを見てもみますと、むつ市より高い市のほうが多いというような状況でございます。

また、当市は県内においても交通等の条件があまりよろしくないということもありますことから、企業の進出への動機づけという部分では、この上限を廃止してアピールしていきたいというところでございます。

ただし、10分の1以内の額という設定でございまして、その助成額につきましては、その都度議会のほうにお諮りして決定していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

### ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月29日は常任委員会のため、6月30日及び7月1日と7月4日及び5日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明6月29日は常任委員会のため、6月30日及び7月1日と7月4日及び5日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、7月2日及び3日は休日のため休会とし、7月6日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時06分 散会